

# THRU WAY法人会員特約

## 第1条(総則)

本特約は、阪神高速サービス株式会社(以下「阪神高速サービス」という。)と三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」という。)の二社(以下「二社」という。)が提携して発行する「THRU WAYコーポレートETCカード」(以下「本カード」という。)の基本的事項について定めるものです。本特約と阪神高速サービスが別に定めるTHRU WAY法人会員規約および三菱UFJニコスが別に定める法人会員規約(コーポレート用・会社決済型)およびETCカード利用規定(以下「規約等」という。)の内容が相違する場合は本特約が優先して適用されるものとし、本特約に定めの無い事項については規約等が適用されるものとします。

## 第2条(会員と本カードの貸与)

会員とは、二社に対し二社が定める規約等、および本特約(以下「本特約等」という。)を承認のうえ入会申込みをした法人、個人事業主、その他団体(以下「法人等」という。)のうち、二社が入会を承認した法人等をいいます。また、その会員より選定され、かつ本特約等を承認のうえ入会の申込みをした法人等の役員、社員等構成員または個人事業主本人で、二社が本カードの使用を承認した方をカード使用者(以下「使用者」という。)とします。

2.会員と二社との間の本特約等にもとづく契約(以下「本契約」という。)は、二社が入会を承認したときに成立し、使用者と二社との間の本規約等にもとづく契約(以下「使用者契約」という。)は、二社が入会を承認したときに成立します。会員とその代表権を有する者は、当該会員に属する使用者に対して本特約等の内容を示して承認を得るものとし、本カードに関する管理・監督責任および本特約等について連帯して履行の責任を負うものとします。

3.本特約は、会員が二社のいずれかの会員資格を喪失したときに終了し、その場合には使用者も本カードに関する使用者資格を喪失します。また、使用者は、二社のいずれかが本カードの利用に不適当と認めた場合には、使用者資格を喪失します。

4.本カードの所有権は二社に属し、二社は使用者氏名・THRU WAY番号・ETC番号・本カードの有効期限等を表示して発行する本カードを、当該カードの使用者に貸与します。

5.本カードは、本カード表面に表示された使用者本人以外は利用できません。

## 第3条(二社のサービス等の利用)

本カードのサービス等は、次の各号に定めるものとします。会員および使用者は、二社が提供する機能およびサービスを利用する場合、本特約等または各自が別途定める方法により利用するものとします。

(1)阪神高速サービスが提供する特典およびサービス(「THRU WAY法人サービス」)

(2)三菱UFJニコスが提供するETCカード機能および付帯サービス

2.会員および使用者は、機能またはサービスについて問い合わせる場合は、二社のうち当該機能またはサービスを提供する各社に連絡するものとします。

## **第4条(年会費)**

本カードの年会費は、永年無料とします。

## **第5条(本カードの再発行)**

本カードの紛失、盗難、毀損、滅失等の場合には、二社が適当と認めた場合に限り、本カードを再発行します。この場合、会員は、三菱UFJニコス所定のカード再発行手数料を三菱UFJニコス所定の方法で支払うものとします。

## **第6条(本カードの有効期限)**

本カードの有効期限は二社が指定するものとし、本カード上に表示した月の末日までとします。

2.二社は、本カードの有効期限までに退会の申し出がなく、かつ二社が引き続き会員として適当と認めた会員に対して、会員が届け出ている住所宛に、有効期限を更新した新たな本カード(以下「更新カード」という。)を送付します。

3.会員は、更新カードの送付を受けたときは、二社が特に指示した場合を除き、従前のカードを利用期限到来の有無にかかわらず、会員の責任において、切断する等利用不能の状態にして処分しなければならないものとします。また会員が更新カードを受領した場合は、当該本カードをただちに本カードの表面に表示された使用者に交付するものとします。

## **第7条(本特約の改定)**

本特約は法人会員規約(コーポレート用・会社決済型)の規定に準じて改定できるものとします。

## **第8条(個人情報の取得・保有・利用・提供)**

使用者、使用者申込者および使用者退会者(以下「会員構成員等」という。)は、三菱UFJニコスが、法人会員規約(コーポレート用・会社決済型)およびETCカード利用規定にもとづき取得した個人情報のうち会員構成員等の個人情報(以下「本件個人情報」という。)を、個人情報の提供に関する契約を締結した阪神高速サービスに提供し、阪神高速サービス自らが別に定めるTHRU WAY法人会員規約第4章の目的で利用することについて同意するものとします。

2.会員構成員等は、阪神高速サービスが、THRU WAY法人会員規約にもとづき取得した個人情報を、阪神高速サービスが三菱UFJニコスに提供し、三菱UFJニコスが法人会員規約(コーポレート用・会社決済型)およびETCカード利用規定に定める事項を履行する目的で利用することについて同意するものとします。

3.本条第1項および第2項で定める本件個人情報の提供期間は、原則として使用者契約終了の日までとします。なお、阪神高速サービスによる本件個人情報の利用期間については、THRU WAY法人会員規約末尾に記載する連絡先にお問い合わせください。三菱UFJニコスによる本件個人情報の利用期間については、法人会員規約(コーポレート用・会社決済型)末尾に記載する連絡先にお問い合わせください。